

「企業行動規範」について

2025年7月15日一部改定

株式会社竹中工務店

本文は、企業行動規範に関して、とくに補足が必要な項目を中心に、私たちの方針や考え方、取り組みの方向性について解説しています。

■ 第1条 お客様満足とまちづくりを通じた持続可能な社会の実現

イノベーションにより社会的課題の解決とお客様に満足していただける「安全・安心で魅力的な作品」の創出を図り、まちづくりを通じたサステナブル社会の実現に貢献する。

1-1 社会的課題やお客様のニーズを的確にとらえ、叡智、ノウハウ、技術力を組織的に結集させるとともに、イノベーションを継続し、個々人の多様な感性をもって、新たな価値を有する魅力的な「まち・建物・サービス」を創出する。

1-2 社会から求められる建物の安全・安心を確保するとともに、社会・環境にやさしい建築生産を実現する。

1-3 従業員自らがこだわりを持って、現地、現物、現時でのものづくりを実践する。

1-4 取引先とのパートナーシップ構築・強化を図り、相互信頼のもと各プロセスで「品質のつくり込み」を徹底する。

1-5 お客様に事業と建物のライフサイクルを通してサポートすることで、社会的資産としての価値を持続・向上させる。

1-6 お客様に「まち・建物・サービス」に関する適切な情報提供、誠実なコミュニケーションを行い、満足と信頼を獲得する。

【解説】

当社は、経営理念「最良の作品を世に遺し、社会に貢献する」と社是を企業理念とし、お客様満足や社会の信用を得て企業の社会的価値を高める「品質経営」を実践してきました。これからも、お客様に満足していただける「安全・安心で魅力的な作品」を創出し、サステナブルな社会の実現に貢献していきます。

お客様の健康と安全、持続可能な消費の推進

「品質方針」に基づき、建築の安全性確保と利用者の健康への貢献を最優先するとともに、環境性能の高い建築を提供することで、お客様の事業活動におけるサステナビリティ向上貢献していきます。

<品質方針>

竹中グループは、お客様の課題解決を図り 作品・サービスの質を向上します

<活動指針>

- 1.企画からアフターケアまでのライフサイクルにわたり品質を確保します
- 2.先駆的な技術の開発・改善により魅力品質を創造します
- 3.品質保証体系に基づき確実なプロセス管理を実施します
- 4.教育、訓練の継続により品質管理意識の向上を図ります

責任あるマーケティングの実施

建築や事業活動に関わる情報提供・発信にあたり、責任あるマーケティング、コミュニケーションを行い、正確で虚

偽のない情報を伝えるとともに、マーケティングや広告が受け手に与える影響に配慮して表現や描写にも最大限の注意を払い、誤解や不快感を与えないよう徹底します。

■ 第2条 法令及び社会規範の遵守

法令およびその他の社会規範を遵守し、公正、透明、自由な競争ならびに適正な取引を行い、パートナーシップ構築宣言に基づき、サプライチェーン全体の共存共栄を図り、良識ある企業活動を実践する。

- 2-1 法令等遵守はもとより、一人ひとりが高い倫理観を保持し、良識ある行動に努める。
- 2-2 企画力・設計力・技術力を発揮することにより、公正、透明な市場競争に参加する。
- 2-3 独占禁止法等の遵守について、入札阻害行為の禁止、優越的地位の濫用を防止するとともに、その他法令等の遵守に努める。また、安全保障輸出管理を適切に実施する。
- 2-4 税務方針に則り、透明性及び倫理性の高い企業行動を実現する。
- 2-5 調達方針に則した取引を推進する。
- 2-6 知的財産を創出し、活用するとともに、内外の知的財産権を尊重する。
- 2-7 政治、行政と透明性の高い関係を保持し、政策提言、意見表明など建設的な対話をを行う。
- 2-8 公務員等に対する不当な利益などの取得を目的とする贈収賄を行わない。

【解説】

企業倫理の遵守(腐敗行為、贈収賄、反競争的慣行等の根絶)

良識ある企業活動を実践するために、法令の遵守はもとより、企業行動規範などの社内の方針、ルール等に則つて、贈収賄・職権の濫用・横領、及び司法妨害・資金洗浄などの腐敗行為を根絶します。特に、贈収賄対策については、企業行動規範2-8「公務員等に対する不当な利益などの取得を目的とする贈収賄を行わないこと」を徹底するとともに、反競争的行為の防止に関しても、独占禁止法およびその他法令等の遵守、入札阻害行為の禁止、優越的地位の濫用防止を徹底します。

調達方針に則した取引の推進

調達方針および活動指針を定めて活動するとともに、お取引先にも当社の経営理念・調達方針への理解・賛同と活動指針に基づく行動をお願いし、サプライチェーン全体で社会・お客様のニーズに応える調達活動に取り組みます。

<調達方針>

竹中グループは、お取引先と一体となり 社会・お客様のニーズに応える調達を推進します

<活動指針>

- 1.お取引先とのパートナーシップを構築・強化し、共存共栄を図ります
- 2.幅広く門戸を開き、お取引先に公正・自由な競争の機会を提供します
- 3.事業を行う国・地域の法令その他社会規範を遵守し、適正かつ良識のある取引を行います
- 4.品質および安全性の確保を前提とした調達活動を行います
- 5.環境保全や地域発展に寄与する材料や工法の選定に配慮します
- 6.市場動向を反映した適正な調達価格を追求します
- 7.需給変動に柔軟かつ安定的に対応できる調達体制を構築します
- 8.調達活動を通じて入手した各種情報の保護・管理を適正に行います
- 9.教育・訓練により、調達関係者およびお取引先の知識・技術の向上を図ります

■ 第3条 情報の開示及び保護

幅広いステークホルダーとの対話をを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示するとともに、事業活動において入手した各種情報の保護・管理を適正に行う。

- 3-1 情報開示方針を定め、社会が必要とする企業情報を適時、適切に開示する。
- 3-2 広報・対話などの活動を通じて、幅広いステークホルダーとの双方向コミュニケーションを促進する。
- 3-3 インサイダー取引の防止に努める。
- 3-4 個人情報・お客様情報に関する情報セキュリティの維持・向上を図る。

【解説】

お客様・従業員・協力会社だけでなく、地域社会・市場などで当社と関わる幅広いステークホルダーを対象として、広報活動・対話などを通じた情報開示・双方向のコミュニケーションを推進するとともに、情報保護を徹底します。

リスクマネジメント(情報セキュリティ)の徹底

「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ規定」および「情報セキュリティ業務マニュアル」を定め、情報セキュリティに関するリスク評価を実施し、洗い出されたリスクの予防、管理体制を徹底します。グループ会社も含めた従業員を対象に教育・研修を行い、情報セキュリティの確保に努めます。

特に、個人情報については、企業行動規範に個人情報に関する情報セキュリティの維持・向上を明記し、「個人情報保護方針」に基づき、役員・従業員等へ個人情報及び特定個人情報等の適切な利用と管理を周知・徹底し、保護に努めます。

<個人情報保護方針>

竹中グループは、個人情報及び特定個人情報等の重要性を認識し、個人情報及び特定個人情報等を適正に取り扱うために、以下のとおり個人情報及び特定個人情報保護に関する基本方針を定め、役員・従業員等へ周知徹底を図り、個人情報及び特定個人情報等の適切な保護に努めます。

(以下、省略)

■ 第4条 人権の尊重

事業活動に関わるすべての人々の人権を尊重する経営を行う。

- 4-1 國際的に認められた人権を尊重する。
- 4-2 人権方針に則り、事業活動を推進する。
- 4-3 事業の性質ならびに人権への負の影響リスクの重大性に応じて、人権デュー・ディリジェンスを適切に実施する。
- 4-4 人権侵害の発生を未然に防止し、万一発生した場合には、速やかにその是正に努める。
- 4-5 多様なステークホルダーと連携し、人権が尊重される包摂的な社会づくりに貢献する。

【解説】

「人権方針」に基づき、国際的に認められた人権を尊重し、人権侵害が起こらないよう、相互の理解と尊重に努め、健やかで働きがいのある環境の実現に努めます。

<人権方針>

竹中グループは、事業活動に関わるすべてのステークホルダーの人権を尊重することが、企業の社会的責任として重要であると認識しています。この認識のもと、人権尊重に向けた取り組みを推進するため、本方針を定め、竹中グループの全ての役員・従業員に取り組みを徹底します。

1. 人権尊重へのコミットメント

竹中グループは、「国際人権章典(世界人権宣言・国際人権規約)※1」、国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言※2」、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」をはじめとする国際規範を支持し、これらに基づいて人権尊重に取り組みます。また、竹中グループは、事業活動を行う国や地域の法令を遵守します。仮に国際的に認められている人権の基準と事業活動を行う国や地域の法令に矛盾がある場合、国際的に認められている人権の基準を尊重する方法を追求します。

2. 適用範囲

本方針は、竹中グループのすべての役員と従業員に適用します。また、竹中グループの事業又はサービスに関するサプライヤー、協力会社を含むお取引先様のステークホルダーに対しても、本方針を支持することを求めます。

3. 人権デュー・デリジェンス

人権尊重のために、人権デュー・デリジェンスを通して、課題を特定し、進捗管理およびモニタリング、必要に応じた報告、是正を継続的に行います。

4. 是正と救済

(1)是正

事業活動が人権に対する負の影響を引き起こしたこと、又は負の影響を助長したことが明らかになった場合、正当なプロセスを通じてその是正に取り組みます。

(2)救済へのアクセス

負の影響をより広く特定し、防止・軽減に取り組むために、社内外のステークホルダーからの相談・通報を受けるための窓口を設置・運用しています。本窓口の運用に際しては、相談者が報復などの不利益を被ることがないよう運用します。

5. ステークホルダーとの対話

特定した人権課題について、関連するステークホルダーや社外の専門家との対話をを行うとともに、その課題解決に向けた責任ある対応に努めます。

6. 教育・啓発

本方針が竹中グループ事業活動で実施されるように、役員・従業員への教育・啓発に取り組むとともに、関連するステークホルダーに対しても理解の浸透に努めます。

7. 情報開示

人権尊重の取り組みと結果について、竹中グループ各社で、必要に応じて適切にホームページ等で開示します。

※1 世界人権宣言、及びこれを条約化した主要文書である市民的及び政治的権利に関する国際規約ならびに経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の総称。

※2 全ての加盟国に対し、雇用及び職業における差別の排除、児童労働の実効的な廃止、強制労働の禁止、結社の自由と団体交渉権の実効的な承認について、尊重、促進及び実現の義務を負うことを宣言。

■ 第5条 働きやすい職場環境の実現

多様な人格・個性が尊重される職場づくりを行うとともに、心身の健康と安全に配慮した働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさ、自らの成長を実現する。

5-1 雇用および待遇における国籍・性別・年齢などによる差別やハラスメント等の不当な扱いを行わない。

5-2 抜本的な生産性向上と働き方の見直しを図り、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、多様な人材が持てる能力を発揮できる職場環境と人事・待遇制度の充実を図る。

5-3 従業員の個性を尊重し、従業員の自立的なキャリア形成や能力開発を支援する育成体系を整備する。

5-4 安全で働きやすい職場環境を実現するとともに、健康に配慮した経営を推進する。

【解説】

多様な人格・個性が尊重される職場づくり

「人権方針」に基づき、雇用及び待遇における国籍・性別・年齢などによる差別やハラスメント等の不当な扱いは行わず、多様な人材が持てる能力を発揮できる職場環境を目指します。

労働条件・労使関係

労使関係の円滑化を図り、雇用・労働条件や人事・待遇制度の継続的な向上に努めます。

心身の健康と安全に配慮した働きやすい環境の確保

安全で働きやすい職場環境の実現及び健康に配慮した経営の推進に向けて、抜本的な生産性向上と働き方の見直しを図り、長時間労働の撲滅やワーク・ライフ・バランスを推進します。

とくに安全に関しては「安全衛生方針」に基づき、労働災害、事故の撲滅を図り、安全で快適な職場の実現に努めます。また、化学物質を取り扱う際には、社員及び作業従事者へのばく露防止を目的にリスクアセスメントを実施し、健康障害の防止を図ります。

<安全衛生方針>

竹中グループは、災害、事故の撲滅を図り 安全で快適な職場を実現します

<活動指針>

- 1.従業員、協力会社一丸となった安全衛生管理活動に徹します
- 2.労働安全衛生に関する法規、社内例規を遵守します
- 3.品質保証体系に基づき確実な安全衛生管理を実施します
- 4.教育の実施により従業員、協力会社の安全衛生意識の向上を図ります

従業員の自らの成長の支援

従業員の個性を尊重し、従業員の自律的なキャリア形成や能力開発を支援する育成体系を整備します。

■ 第6章 地球環境への貢献

美しい地球を未来に遺すことと人類共通の課題と捉え、人と自然をつなぎ、環境と調和する空間想像に主体性を

持って取り組む。

- 6-1 脱炭素社会に向けた環境建築の創出、環境性能向上、環境負荷低減を推進する。
- 6-2 資源循環社会の実現に貢献する建設リサイクル活動を発展させた3R活動を推進する。
- 6-3 自然共生社会に向けた生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用のための取組みを推進する。
- 6-4 事業活動に起因する環境汚染や環境負荷などのリスク対策に取り組む。

【解説】

「環境方針」に基づき、「人と自然をつなぎ、環境と調和する空間創造」を通じて、「美しい地球を未来に遺す」ために以下の課題に主体性を持って取り組み、地球環境に貢献していきます。

＜環境方針＞

竹中グループは、環境と調和する空間創造に努め 地球環境の向上に挑戦しつづけます

＜活動指針＞

- 1 脱炭素社会、資源循環社会、自然共生社会の実現に向けた活動を積極的に推進します
- 2 環境に関する法規、社内例規を遵守し、環境リスク対策を推進します
- 3 品質保証体系に基づき確実な環境マネジメントを実施します
- 4 環境に関わる知見を集積すると共に、関連する研究・技術開発を推進し、ステークホルダーの皆様に提供します
- 5 グループ内役員・従業員、協力会社に対し、環境に関する教育・啓発を推進します
- 6 ステークホルダーと連携・協働し、社会と連動した取り組みを実施します
- 7 社会的な環境活動に積極的に参加します
- 8 開示指針、開示要請に従い的確に対応し、情報開示の充実を図ります

脱炭素(気候変動対応)活動指針

設計手法・施工技術を含む全ての業務プロセスを通じて気候変動の適応に取り組みながら、バリューチェーン全体で省エネルギー・再生可能エネルギーの活用を進めることで温室効果ガス排出を低減し、2050 年までにカーボンニュートラルを実現します

資源循環活動指針

資源のリサイクルや持続可能な調達、再生可能資源の利用への移行、廃棄物を生み出さない設計・施工等の事業活動を推進し、2050 年までに「サーキュラーデザインビルド®※3」を実現します

※3 サーキュラーデザインビルド®とは、竹中グループで取り組む建築物やその周辺領域での設計及び施工、事業活動におけるリユース・リサイクル建材等の使用、解体・再利用を前提とした活動です

自然共生活動指針

土地利用変化や外来種による影響の事前把握、各地域特性に応じた対策の実施、バリューチェーンにおける製品・原材料のトレーサビリティの確保により、生物多様性の保全と回復を推進し、2050 年までに自然と共生する世界を実現します

水資源保護活動指針

水資源の効率的利用と水質の保全を推進することで、水リスク管理を徹底し、水資源の保護に努めます

汚染防止活動指針

土壤、大気などの汚染の防止・軽減を徹底することで、環境への負荷を低減し、自然環境の保全に努めます

脱炭素社会に向けた取組み

脱炭素社会実現による気候変動の緩和が、持続可能な発展における最重要課題の一つであると認識しています。バリューチェーン全体で省エネルギー・エネルギー効率の改善、再生エネルギーの活用などを進め、エネルギー消費の削減による温室効果ガス排出量の低減を推進します。併せて、資材製造から解体・廃棄までを含む建築のライフサイクルを通じたホールライフカーボンの削減に取り組み、気候変動に適応する設計手法や施工技術にも取り組んでいきます。

具体的な指針として、「脱炭素(気候変動対応)活動指針」を定めています。

資源循環型社会の実現に向けた取組み

長寿命化やリノベーションなどを通じて建築物に新たな価値を与え、建築物を長期間活用することを推進するとともに、建築に使用する原材料の省資源化や利活用の効率化、建設廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化などを推進し、建設現場だけでなく事業活動全体で、廃棄物の削減を進めます。

具体的な指針として、「資源循環活動指針」を定めています。

水資源への配慮

事業活動における水リスクの評価を行ってリスクに応じた管理を実施し、建築のライフサイクルにおける水の使用量削減と、水の利用効率の向上に努めます。また、事業活動全体において、取水量と排水量の削減、水の再利用、排水管理を徹底し、水資源の保護に取り組みます。

具体的な指針として、「水資源保護活動指針」を定めています。

生物多様性保全の取組み

水・緑・風を活かした自然と調和する建築・都市を追求し、人と生物が共存できる快適な都市環境をつくるために、建設現場や周辺地域における生態系への影響に関するリスク評価や分析を行い、生態系への影響を可能な限り回避、抑制するとともに、生物多様性に配慮した調達を行うことで、生物多様性の保全を推進します

具体的な指針として、「自然共生活動指針」を定めています。

汚染（地域公害、有害化学物質など）への対策

建設現場やその周辺での騒音・振動・粉塵などの影響を最小限に留め、公衆災害を防止するための措置、交通渋滞や大気汚染、光害を防止するための措置を講じるとともに、必要に応じて土壤汚染調査を実施し適正に管理するなど、地域公害を最大限回避・抑制する取組みを推進します。

また、建築材料に含まれる化学物質の把握と有害物質の使用回避、解体時の石綿や有害物質排出量の把握等、化学物質・有害物質の適正な管理とリスクの最小化に努めます。

プロダクトガバナンスとライフサイクル・アセスメント（お客様に提供した建物の使用・解体による環境負荷、解体後の材料リサイクル等）の推進

建築物の運用段階を含む建築物のライフサイクルにおいて、環境負荷低減、低炭素社会・資源循環社会・生物多様性保全への貢献に取り組んでいきます。

運用段階のエネルギー消費・温室効果ガス排出を抑えたZEB(ゼロエネルギービル)のさらなる普及拡大や、水資源の保全に寄与するゼロウォータービルの実現、資源循環や生態系への環境負荷低減に配慮した建築物とまち

づくりを推進します。

また、施工段階における建設廃棄物の発生抑制・再利用の推進とともに、設計段階においても解体時の環境負荷低減を目指した取組みを推進します。

具体的な指針として、「汚染防止活動指針」を定めています。

■ 第7条 社会への貢献

事業活動を通じて培った「ものづくりの精神や知識、技術」を活かした活動をはじめとし、良き企業市民として積極的に地域社会に参画し、その発展に貢献する。

7-1 学会や教育機関等への人的貢献、当社作品や技術の公開を通じ、知識・技術の普及・発展に努める。

7-2 事業所における活動を通じて、地域社会とのコミュニケーションに努め、良好な関係を維持し、発展させる。

7-3 NPO、NGOとの連携・協働に努める。

7-4 企業財団を通して、建築文化の発信・普及、人材育成・研究助成を行う。

7-5 従業員が実施する社会貢献活動を支援する。

【解説】

良き企業市民として積極的に社会貢献活動を行い、地域社会とのコミュニケーションの深化を図るとともに、従業員の社会貢献活動を支援していきます。

■ 第8条 危機管理の徹底

市民生活や企業活動に脅威を与える反社会的勢力の行動やテロ、サイバー攻撃、自然災害、その他事故等に備え、組織的な危機管理を徹底する。

8-1 組織的な危機管理体制を整備する。

8-2 反社会的勢力への対応を従業員に周知・徹底するとともに、関係団体とも連携して対応する。また、取引先との「暴力団排除条項」に係る覚書の締結を徹底する。

8-3 国内外の役員・従業員及び事業所等へのテロの脅威に対する危機管理と対策に取り組む。

8-4 ICTにおける技術的、物理的な安全管理措置及びインシデント対応体制を整備し、サイバーセキュリティの確保に努める。

8-5 災害発生時に備えた体制を構築し、対応する。

【解説】

あらゆるリスクに関して管理体制を整え組織的に対応にあたるとともに、社内の教育啓発や関係先との連携を強化していきます。反社会的勢力とはいからなる関係も持たず、新規契約者については適時確認を行い、疑わしい場合には新たな取引を行いません。

■ 第9条 國際規範の尊重と各国・地域への貢献

グローバル化する事業活動において、各国・地域の法律遵守、人権を含む各種国際規範の尊重はもとより、文化や慣習、ステークホルダーの関心に配慮し、当該国・地域の経済及び社会の発展に貢献する。

- 9-1 グローバルな事業展開のなかで国際規範・ルールを尊重するとともに、各国・地域の法令その他社会規範を遵守する。とくに、児童労働、強制労働については断固防止する。
- 9-2 各国・地域の文化や慣習を尊重し、ステークホルダーとの相互信頼を基盤とした事業活動を推進する。
- 9-3 経営の現地化を進めるとともに、各国・地域の事情などに応じた適切な労働環境の整備に努める。
- 9-4 各国・地域の取引先における社会的責任への取組みに関心をもち、必要に応じて改善のための支援を行う。

【解説】

国際規範・各国・地域の法令に反した行為を行わないということに留まらず、違反行為に加担しないよう留意し、エシカル(倫理的)調達、紛争鉱物の回避にも努めています。

■ 第10条 実施体制の整備と違反への対応

経営トップは、本規範に沿った企業活動の実践が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、社内外のステークホルダーの声を把握し、実効ある社内体制の確立と教育・啓蒙を図る。本規範に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたり、社会への説明責任を遂行するとともに権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行う。

- 10-1 経営トップが率先し、本行動規範の周知徹底と効果的運用により、CSRの推進を図るとともに、実施状況を定期的に評価し、改善を図る。
- 10-2 企業グループ全体において、CSRの推進にあたり、教育・啓蒙を図る。また、取引先をはじめとするサプライチェーンにおいてもCSRの取組みを促す。
- 10-3 通常の指揮命令系統から独立した相談・通報窓口制度を整備・活用し、企業行動の改善につなげる。
- 10-4 危機管理の視点に立って、緊急事態の発生を予防するための社内体制の充実を図る。
- 10-5 緊急事態が発生した場合には、経営トップの指揮の下、速やかに事実調査、原因究明を行い、企業としての責任ある対応方針・施策を打ち出すとともに、社会に対して経営トップが事実関係、対応方針、再発防止策などについて明確な説明を迅速に行う。

【解説】

サプライチェーンにおける CSR の取組み（環境問題・労働慣行等）の促進

お取引先との連携・共存共栄を図りながら、「調達方針」及び「取引先活動ガイドライン」に基づき、サプライチェーンにおける法令遵守、人権尊重、労働慣行や安全衛生の改善、持続可能な調達を含む環境への配慮を行い、社会・お客様のニーズに応える調達を進めています。

以上